

2005年5月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 赤石 義博

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F

電話 03(5953)5721(代) FAX 03(5953)5720

URL <http://www.doyu.jp>

2006年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は46都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：赤石義博（榊森山塗工会長）
- ・会員数：4万人（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。

同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。

同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

日本経済は、景気の「踊り場」から後退局面に入りつつあると言われていません。しかも、一部大企業の好調ぶりに比して、多くの中小企業は収益回復の足取りは鈍く、むしろ、二極分化がますます鮮明になってきたという構図です。また、東京や愛知など大都市圏と地方圏との景気回復でも地域間格差が広がっており、地域経済の分極化も進んでいます。

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEUが「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業は、ヨーロッパ経済の背骨（バックボーン）である。小企業は、主要な雇用の源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である」と宣言しています。

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言するものです。

これまで同友会は、産学官連携の実践など地域振興への寄与にも微力ながら一定の役割を果たして参りました。私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために日本での「中小企業憲章」制定をめざし、以下のような経営環境・金融環境を求め、行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、増加する公的負担と私たち中小企業家同友会の基本姿勢

- (1) 増加する公的負担 我々は社員の生活を防衛する責任がある。政策の転換を！

私たち中小企業家は、厳しく変化の激しい経営環境の中でも従業員とその家族の生活を守るだけの給与と待遇の水準を実現しようと必死の経営努力を重ねています。しかし、最近の税制や年金の改革によって従業員の可処分所得が減少し、賃金引き上げ・維持のための血のにじむような経営努力が水泡に帰す恐れがあります。また、厚生年金保険料などの引き上げは、中小企業経営をも圧迫し、正規安定雇用の維持を危うくしつつあります。

もちろん、応分の公的負担をすることは、国民や企業の義務です。しかし、国などの無駄な投資・歳出が放置され、年金制度などの将来ビジョンも不透明なまま、一方的に国民生活に負担が押し付けられる事態は誠に理解に苦しむことであり、遺憾なことです。今、国民の公的負担増は下記のスケジュールで次々と進められています（2004年以降）

| | |
|----------|--|
| 2004年10月 | 厚生年金保険料の引き上げ（以後、毎年0.354%引き上げ） |
| 12月 | 所得税の配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止 |
| 2005年 1月 | 所得税の公的年金等控除（上乘せ部分）の廃止 所得税の老年者控除の廃止 所得税の住宅ローン減税における控除額の段階的縮小 |
| 4月 | 国民年金保険料の引き上げ 雇用保険料の引き上げ |
| 6月 | 個人住民税の配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止 個人住民税の均等割部分の課税対象拡大 |
| 2006年 1月 | 所得税の定率減税の縮小 個人住民税のフリーター等への課税体制の強化 個人住民税の高齢者向け優遇措置の段階的廃止 個人住民税の公的年金等控除（上乘せ部分）の廃止 個人住民税の老年者控除の廃止 |

2007年 1月 所得税の定率減税の廃止（検討事項）

6月 個人住民税の定率減税の廃止（検討事項）

消費税率の引き上げ（？）

このような負担増を年収600万円、妻は専業主婦、子ども2人のサラリーマン世帯で見ると、例えば厚生年金保険料の引き上げでは、年間1万1千円の負担増が今後毎年14年間続くこととなります。また、定率減税の縮小・廃止では、同世帯で2分の1の縮小で年間2万8千円、廃止で年間5万6千円の増税となります。

このような負担増で可処分所得は一段と抑制され、個人消費の失速が今後懸念されます。97年の橋本内閣のように消費税率引き上げなどの負担増を実施したことにより、景気後退を招く恐れがあります。私たちは、無駄な歳出を大幅に削減し、不公正税制の是正を進め、応能負担原則に合う公平な公的負担を改めて強く求めるものです。

(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノ

ミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。

- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

Ⅱ、2006年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業を産業政策の柱とする姿勢に転換する中小企業憲章の制定と自治体での中小企業振興基本条例の制定を

1. 災害対策・防災対策の抜本的な強化を

- (1) 台風被害・地震災害などでの緊急融資等の即応体制をつくること。特に、被災地域では多くの中小企業者が同時に企業復興途上となり、保証人の確保が困難な状況となる。経営指針・復興計画書の作成や経営者の経営姿勢の評価を条件として、無担保・無保証人の非常時緊急融資制度を設けられたい。また、既往債務の返済猶予を指定地域で一斉に実施することや、激甚災害指定地域で主に営業する地域金融機関に対して、災害の影響から地域経済が立ち直るまでの一定期間は金融検査マニュアル等の適用・検査を行わない特例措置などを行うこと。
- (2) 国・自治体は、被災下請中小企業等の納期延長や操業再開後の受注確保等のための相談体制と関連する親事業者への配慮の依頼、問題解決のためのあっせん等を窓口を設けて実施すること。被災した工場等の早急な復旧に必要な代替工作機械などの優先的な融通あっせんを行うこと。
- (3) 被災地の復旧と住宅再建支援のため災害援助法等を改正し、適用地域の住宅の応急修理費の一世帯当たり51万9千円の増額と住宅再建費用を一律300万円、全壊世帯で最高500万円まで支給する制度を設けること。また、生活の場の再建に加え「雇用の場」の確保のために、事業所に対しても修理・再建費用

の一部を支給する制度を創設すること。

(4) 耐震改修が必要な住宅は全国に約1150万戸（全戸数の約25%）あるが、耐震化は進んでいない。国土交通省は今後十年間に700万戸の耐震化をめざすとしているが、その実現のためには抜本的な政策転換が迫られている。住宅耐震改修工事費について200万円を上限に所得税から費用の10%（20万円）、個人住民税から3%（6万円）計26万円を控除する国土交通省の耐震改修促進税制の税制改正要望が財務省から検討事項とされた。この耐震改修促進税制を直ちに創設し、その上限を400万円に引き上げるなど拡充するとともに、所得税を納めていない年金生活者へは改修工事の助成措置及びセーフティローン斡旋制度の金利助成の拡充措置等をはかること。

(5) 防災を重視した住民参加のまちづくりを進め、中小企業の参加、仕事づくりにつながる事業を以下の措置を強力に推し進めること。既存建築物の耐震診断を大規模に実施すること。防災向けの耐震防災住宅の建設の研究と普及・支援を図ること。都市防災不燃化事業の対象地域の拡大と個別住宅の防災不燃化を推進すること。災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。耐震性が確認されていない学校施設は、全国で67,068棟、50.9%にのぼるが、公立学校施設整備費予算を大幅に引き上げるなど耐震化を早急に進めること。防災対策と都市美観の向上、内需喚起のための電柱の地下埋設工事を推進すること。

2. 新しい内需を喚起し、中小企業を活性化させる景気回復策を

(1) 従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させること。

(2) 観光・余暇、教育、医療、安全性など人間の活動能力の発展をはかる社会的ニーズや防災対策、環境保全、高齢化・福祉、芸術・文化・スポーツ、地域づくりなど社会生活の中から新しい内需を誘発しようとする中小企業を戦略的に支援する地域産業政策を展開されたい。

(3) 中小企業が地域で取り組んでいる新規事業、事業転換、グループ化、ネットワーク化などのさまざまな「新しい仕事づくり」を有効な景気回復策として位置づけて、積極的に支援すること。国の産業クラスター政策は、「地域経済の実態を踏まえ、地に足がついた経済産業政策」としなければ、成果を期待で

きない。地域に根ざした産業クラスター形成とするため、地域でよりオープンな計画への参加を促すものにする。特に焦点となる人的能力開発とクラスター政策が連動することなど産業政策や地域政策、科学政策、教育政策などが連携する総合的理念と連携体制が求められている。

(4) 新事業創出促進法と中小創造法、経営革新法の三法を整理統合した「中小企業新事業活動促進法」の実施にあたっては、旧三法で指摘されている次のような問題点を解消すること。法の認定を受けても次の段階である補助金承認のハードルが高く、挑戦した企業の創意工夫や労力が報われない傾向がある。経営革新や技術革新を積極的に進める中小企業が意欲をもって取り組めるよう予算を大幅に増額すること。経営革新の補助金承認では、製品開発のための自前の加工機械の開発は「研究開発」として認められても、それを市場向けに量産すると加工機械の開発が「設備投資」として認められない矛盾がある。企業にとって市場販路にのせてこそ研究開発は意味があるのであり、実態に配慮した措置をとること。融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図ること。

(5) 安心と活力のある少子高齢化社会をめざし、移動入浴車やデイサービスの充実、在宅型介助機器の公的リース、老人施設・障害者施設のマンパワーの充実に努めること。バリアフリー住宅化の推進や民間グループホーム建設への支援など高齢者が安心して暮らせる環境づくりを図ること。また、巡回サービスなどセキュリティや福祉サービスの水準を緊急に向上させること。バリアフリー住宅・福祉機器開発を行なっている中小企業への支援（開発促進、市場の開発）を行うこと。中古住宅市場の整備など実物資産を有効活用した豊かな消費生活を実現すること。良質な賃貸住宅が大量に供給されるよう制度の見直しや助成措置を講じてライフサイクルに応じて住宅選択の幅が拡大するよう整備すること。

(6) 2005年度より実施の厚生労働省の「地域雇用創造支援事業」は、「地域の人々の働く場を創り出すため、自発的に、創意工夫を凝らして頑張る市町村や地元経済界の方々を応援します」としており、積極的に評価できるものである。しかし、地域経済の荒廃の現状からすれば、地域経済活性化の起爆剤となる規模での実施が期待されるので、「地域創業助成金」などその事業規模を大幅に拡充すること。また、各事業の応募の受付期間が10日間未満と短く、地域での企画準備や書類作成に必要な時間を確保することができない。地域での創意工

夫や発意も地域活性化の大切なプロセスであり、十分な時間をかけて検討準備できる配慮と市町村等への周知方を行うこと。この事業等を通じて、生きた政策形成と政策評価ができるように「現場」に最も近い位置にある地域の住民団体や中小企業団体などの政策決定システムへの参加をいっそう推進すること。

3. 市場創造と経済再活性化を支える税制の構築

(1) 最近の税制「改正」の動向と同友会がのぞむ税・財政の基本的あり方

政府・与党は2005年度の税制「改正」にあたって、わが国の財政が危機的状況にあるうえ、少子・高齢社会が世界に類を見ないスピードで進んでいるとして、増税路線をより鮮明に打ち出した。、で見たように公的負担は目白押しに増加している。

とりわけ定率減税の縮小・廃止は1999年に恒久的減税として、所得税・個人住民税の最高税率の引き下げ、法人税の税率引き下げとともに導入されたものである。それを廃止するというなら、まず所得税などの最高税率や法人税率の引き下げ措置を廃止すべきである。

消費税にあっては、すでに免税水準の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ（04年度から）が行われているが、07年には税率を二桁に引き上げる方向が打ち出されている。

政府・与党はこれらの増税による財源を国債発行残高の縮減（プライマリー・バランスの黒字化）、「三位一体改革」・地方財源の拡充、年金など社会保障財源に充てるという。だが、市場経済がいまだ本格的に回復基調に至らない時期に、国民、とりわけ多くの庶民・中小企業に負担増を求めることは景気回復に水を差すものとして厳しく批判されなければならない。

景気回復に必要な税・財政政策は、内需拡大のための施策、すなわち国民の懐を暖め、将来に不安のない国づくりを行うことである。税制にある所得再分配機能を生かし、憲法の要請する応能負担原則に適う公平な税制を構築しなければならない。財源は不公平税制や租税特別措置を是正すれば十分に確保することが可能である。

一方、財政支出にあたっては、平和国家・福祉国家建設に必要な予算は確保すべきであるが、公共事業費を中心とする無駄な歳出を大幅に削減し、国債不発行主義を堅持してプライマリー・バランス（基礎的財政収支）を黒字に転換

しなければならない。そして国民が安心して老後を迎えることができる福祉国家建設を求めるものである。

(2) 法人税のあり方について

留保金課税の廃止の恒久化・・・留保金課税は、2003年度から3年間、資本金が1億円以下で自己資本比率が50%以下の中小法人に適用が停止された。留保金課税は、内部留保の積み増しに関する経営の根本に関わる問題であるので、時限措置でなく廃止の恒久的な措置として明確にすべきである。

中小法人の税率引き下げ・・・深刻な歳入欠陥、税収不足の中で連結納税の実施に示されるように国際競争力を理由に法人税負担の軽減が着実に行われてきた。税収不足の原因が景気回復期と言われているにも関わらず改善されてこない。今の税収不足の改善のために累進税率を提案する理由は、財源確保ということだけでなく負担すべき能力のある企業が財政上の負担をするという社会的な要請として考えなければならない。従来より応能負担原則に基づく法人税率の提案を行ってきたが、景気回復から取り残されている中小企業の現状を考慮して当面の政策として所得1500万円まで15%（資本金1億円未満）の法人税率を提案する。

交際費課税の全額損金算入・・・交際費課税については、2003年度改正から中小企業（資本金5000万円超1億円以下の法人）の損金算入制度の定額控除限度額が0円から400万円に引き上げられた。さらに現在中小企業の損金算入枠が20%削られているが、その枠を10%に引き下げた。この措置は、私たちの要望にも一定応えたものであり、中小企業の実態に合わせて一定の改善として評価できるが、中小企業の交際費損金算入枠は、本来の「全額損金算入」に戻すべきである。さらに、交際費等の範囲を明確にして、中小企業の経営の実態に即した交際費課税になるように改善を図るべきである。

(3) 消費税について

消費税の税率引き上げに反対する

消費税は生活必需品を含む幅広い物品・サービスに課税するため、高額所得者には低い負担率となり、低所得者層には高い負担率となる。これを税負担の逆進性といい、応能負担原則の要請に反する典型的な不公平税制である。消費税の税率引き上げはいっそう不公平を拡大するとともに物価上昇を招

き、庶民の消費意欲を減退させる。それは企業にとって売上の減少となり企業利益を圧迫する。その結果、景気が後退し、雇用不安を招き、転・廃業、倒産に追い込まれる企業が続出する。

また、消費税は赤字でも納税額が発生するため、事業者は現行の5%税率でも納税資金に苦慮している。このうえ税率が引き上げられれば景気後退と相俟って消費税を納税できない企業が続出するおそれがある。消費税は価格への転嫁が法律上保証されていない弱肉強食的な税制である。つまり消費税は「預り金」でも「預り金的」な税でもなく、価格に転嫁できない取引上の弱者は赤字でも消費税を負担しなければならず、それが滞納の原因になる。

政府は滞納防止のため04年4月から年間納税額6,000万円以上の事業者には毎月納税（年11回の予定納税）を行わせることとしているが、今後、税率が引き上げられれば6,000万円の水準を引き下げ、原則としてすべての事業者には毎月納税を法制化することとなる。そうなければ、中小事業者は毎月消費税納税のため資金繰りに奔走しなければならなくなる。

一方、消費税には「輸出戻し税制度」があり、トヨタ自動車をはじめとする巨大輸出企業は、巨額の還付金（戻し税）を税務署から毎月受け取っている。還付金（戻し税）は税率が引き上げられればその分増額する。このように、消費税には常に納税する事業者と常に還付金を受ける企業があり、これらの事業者間に不公平が存在する。

以上のように消費税は典型的な不公平税制であり、その税率引き上げは景気の後退を招き中小事業者を倒産に追い込む。よって消費税の税率引き上げに反対する。

消費税に頼らない税・財政構造の構築を

1997年4月、消費税の税率を3%から5%に引き上げたことにより景気は急速に落ち込んだ。政府は財政危機を解決するため、将来ヨーロッパ並みの15%にまで引き上げるといふが、これは無策きわまる安易な方法である。たしかに、ヨーロッパ諸国の大型間接税は高い税率水準にあるが、たとえばフランスの場合、現行標準税率19.6%は戦争遂行のため、すでに第二次大戦中に引き上げられたものであり、大戦後60年間、実質的な税率引き上げは行われていないのである。これは戦時ならともかく、平時に税率を引き上げることが如何に国民経済に大きな打撃をもたらすかを証明するものである。

消費税の税率は引き上げるのではなく、むしろ3%に戻すべきである。税収は不公平税制の是正を行うとともに、消費税に代え個別消費税（旧物品税）を復活させることにより確保することができる。政府は安易に消費税の税率を引き上げるのではなく、消費税に頼らない税・財政構造を構築することが肝要であり、その点で国税として大型間接税を採用していない米国に学ぶ必要がある。

(4) 所得課税について

定率減税の縮小・廃止に反対する

定率減税は1999年、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に基づき、文字通り景気対策として導入された恒久的減税措置である。

定率減税は所得税が20%（最高限度額25万円）、個人住民税が15%（最高限度額4万円）となっており、減税規模は両税併せておよそ3兆円になる。定率減税の目的は「停滞した経済活動の回復に資するため」に国民生活及び国民経済の安定及び向上を図ることであった（同法の趣旨）。そうであれば、定率減税を廃止する条件は「停滞した景気が完全に回復したこと」にあることはいうまでもない。

だが、政府・与党にあっても景気が完全に回復したとは言いきっていない。そればかりか、同時に景気対策として導入した法人税率の引き下げや所得税の最高税率の引き下げ策を縮減・廃止するとしていない。これは景気対策が引き続き必要であることの証明である。3兆円になる定率減税の廃止は、基礎年金や地方財源に必要な財源の数字合わせとして持ち出されたに過ぎない。そのため2分の1縮減であるとか、再検討の余地を残すという中途半端な法案となっているのである。定率減税の廃止は景気回復の足を引っ張るものであり、本格的な景気回復を待ったうえ、他の減税措置と併せて廃止するまで縮小・廃止を行うことに反対する。

個人住民税のフラット税率化に反対する

政府税調は「三位一体改革」の一環として、個人住民税（道府県民税・市町村民税）の所得割の税率を一律10%のフラット税率にすべきだとしている。現行の個人住民税の税率は道府県民税と市町村民税を併せて課税所得200万

円以下が5%、200万円超700万円以下が10%、700万円超が13%となっている。

これを一律10%にすれば、5%税率適用者と10%税率適用者は大幅な増税となり、13%税率適用者は課税所得が多くなればなるほど減税額が大きくなる。政府税調は所得税の税率などを調整して低所得者層の税負担を配慮しているが、具体的な方策は示されていない。仮に所得税と個人住民税を併せた税額が変わらないとしても、10%のフラット税率化は低所得者層の税負担率を引き上げる。その結果、税の所得再分配機能が失われるとともに税負担の公平性が著しく歪められることになる。よって個人住民税のフラット税率化に反対する。

所得税の最低税率（10%）の適用所得引き下げ、課税最低限引き下げに反対する

政府税調は所得税の最低税率である10%適用者が全納税者の80%を占めているとし、この階層の税負担を強化するため、現行の10%税率適用所得の範囲330万円を引き下げたいとしている。超過累進税率制をとる所得税の税率構造において適用所得の範囲を引き下げれば、その増税規模はきわめて大きいものになる。たとえば、10%税率の適用所得の範囲を現行の330万円以下から100万円以下に引き下げ、100万円超を20%税率にしたとすれば、課税所得100万円超の者はすべて増税になる。よって最低税率の適用所得の引き下げに反対する。

さらに政府税調は、給与所得控除の縮小、住宅ローン控除の縮小・廃止、配偶者控除・各種扶養控除等の縮小廃止を行い、所得税・個人住民税の課税最低限を引き下げる方向を打ち出している。つまり中・低所得者層を中心に所得税・個人住民税の大増税を行うというのである。中・低所得者層に対する増税はストレートに可処分所得の減少を招き景気を後退させる。よって課税最低限の引き下げにつながる各種所得控除の縮小・廃止に反対する。

(5) 中小企業の事業承継について

2003年度の税制改正において、生前贈与の円滑化を目的として相続時精算課税制度を導入、あわせて、相続税の最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しがなされた。この相続時精算課税制度は中小企業の事業承継を円滑に行う上で有効なものとなっている。しかし、税率構造の見直しについては最高税率

(70%)で課税されている相続は10件ほどに過ぎず、ごく少数の資産家に限られていた。個人所得税を補完し、富の再分配を図り社会の公正化・活性化を促進するという相続税の役割からすれば、改正前の累進税率を維持すべきである。

また、2004年11月の政府税調の答申では「近年、経済のストック化が進む中、人口構成の高齢化を背景として、資産保有において高齢者層の占める比重が高まっている」とし、「資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要となる」としている。しかし一方で、「より広い範囲に適切な税負担を求めるため、相続税の課税ベースの拡大に引き続き取り組むことが課題である」としているのは矛盾がある。富の再分配機能のためにはこれ以上課税ベースを拡大すべきではなく、また累進税率を引き下げることによる税収減は、課税最低限を下げ課税ベースを拡大することによる増収でカバーすることはとてもできない。社会保障給付の削減など社会保障制度が後退している現状のもと、むしろ現行の基礎控除を大幅に引き上げ、一定水準の資産家に限定して課税すべきである。さらにアメリカの1997年度税制改正に習い、わが国においても中小企業の事業承継が円滑に行われ日本経済の健全な発展に寄与出来るよう抜本的な相続税の改革が必要である。

相続税の基礎控除を1億円程度に引き上げること。

政府税調の資料によると2002年では死亡者に対する相続税の課税件数は4.5%になっているが、高度成長によって地価が騰貴する前の昭和30年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件(課税対象割合1%)に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税の本来の姿に戻すためにも基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて10年以上事業を承継した場合一定額を免除すること。事業承継は、事業自体の存続を前提にするから取引価額で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で以下のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」で評価する。

ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、

通常の評価額で評価した場合の税額との差額は猶予される。

八) 10年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付する。

二) 10年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどから認められている。なお、アメリカやドイツでは5年～10年の事業継続を条件とした事業承継制度を導入している。

自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること。

株式評価については、自社株式は流通性がなく資金化が困難であることに加えて企業の存続を前提にすると、企業の利益水準に基づいた収益還元方式による評価が適切である。純資産価額方式の評価における、土地の評価は収益還元方式へ移行するまでの経過措置として上記の「事業承継価額」とするべきである。

(6) 地方税制について

外形標準課税の拡大に反対する...外形標準課税は商工団体の反対運動の中で、課税標準を付加価値だけでなく所得割や資本割りとしたり、資本金1億円超の法人に限定し一定の緩和措置をとっているが、担税力のない赤字法人にも大きな負担を強い、中小企業の7割に達する欠損法人に深刻な問題をもたらす、報酬給与額などを課税標準とする「賃金課税」であり、企業の人的投資を妨げて雇用抑制する、規模が小さい法人ほど税負担倍率が大きくなり黒字法人でもほとんどが大増税になる。対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。

固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式に...固定資産税の地価公示価格に連動した評価は、多くの訴訟や自治体の反対決議に見られるように連年の地価下落の状況にもかかわらず税額が増額するなど非現実的である。長期不況のなかで産業界からも税負担の重さに軽減の要望が出ている。東京都などいくつかの自治体において課税標準の引き下げが行われているがまだ不十分である。固定資産税の担税力はその固定資産の活用によってもたらされるものであるから、売買時価を基準とするのではなく収益還元による評価方

式に徹底すること。さらに、都市居住・営業が確保されるためには都市計画と結びついた適切な軽減措置をとること。また、都市計画財源のために徴収されている都市計画税の存在意義を明確にして適切な都市計画財源として企業の経営環境確保のための都市形成に使用すること。

法人税では欠損金の繰戻還付制度があるが、地方税においても同様の繰戻還付制度の創設を検討すること。

(7) 税務行政手続規定の整備充実について

税務行政の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、税務行政手続の整備充実に向けて全面的な見直しが必要であり、速やかな実現を要望する。国際化時代の日本として先進諸国になら「納税者権利憲章」を制定すること。当面、平成14年通常国会に野党3党が共同で提出した「国税通則法の一部改正案」を導入すること。

パブリック・コメント制度について…「規定の設定又は改廃に係る意見提出手続」に基づき、各省庁は、規制の設定又は改廃にかかわる意見照会手続（パブリック・コメント制度）を実施しているが、税務行政における政令、省令、通達も対象に入れるべきである。

電子申告制度が全国の納税者を対象に、すべての手続きについて運用が拡大されているが、付番については、個人のプライバシー保護と厳格な納税者情報の自己コントロール権の制度的整備をすること。また、課税目的にのみ使用される限定番号とすること。

(8) 納税者番号制度について

納税者番号制度は政府税調の「金融所得課税関係」補足説明資料（平成16.11.9基礎小26-3）にある通り、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の活用を含め具体的な論議が行われている。

金融所得内の損益通算を可能にするための必要な制度として導入検討が進められているが、プライバシー保護の問題はもとより、いずれ金融所得捕捉のみならず課税取引全般に及ぶおそれがあり、そうなれば国民生活の隅々に管理カードとして拡大しかねない。したがって、納税者番号制度の導入については、国民の納得を得た上で、慎重にすべきであり、なし崩し的な導入に反対する。

4. 円滑な資金供給と中小企業・地域に優しい金融システムの構築を

- (1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化すること。金融庁の中小・地域金融機関の監督指針に「地域貢献」等が新たな評価項目として盛り込まれたことが注目されるが、地域貢献を「利用者の立場から適切に評価できる」ためには、利用者が金融機関を比較対照できるように情報公開がされる必要があり、共通して公開される項目が設定されて客観的な評価が可能にならなければならない。当面、金融庁は金融機関から集めた情報を比較可能な一覧性のある形でわかりやすくホームページで公開すること。
- (2) 参加型金融行政をより推進するため、円滑な資金供給など地域貢献で努力する金融機関の寄与の程度を評価し、その適切な情報を利用者の立場から公開するNPO等の第三者評価機関を認定し、登録する制度を設けること。
- (3) 信用補完制度の縮小の検討を中止し、本来の信用保証理念に基づき中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。

保証枠を拡大し、「景気回復」の新たな資金需要等へ対応すること。静岡県信用保証協会の「スーパーとくせん保証」(無担保別枠3000万円、代表者1人保証)や東京信用保証協会の無担保当座貸越根保証制度「当座ホップ」(3000万円)のような新商品開発を支援すること。

東京信用保証協会の「東京再生サポート保証」のように、債務超過などの要注意先企業でも金融機関と協力して再生支援する「ランクアップ協調支援」保証制度を設けること。また、京都府の「中小企業再生支援融資」のように債務超過であっても再建の可能性に応じて融資する制度の創設も検討すること。

事業承継での個人保証の改善。代表権が外れた場合に新たな代表者に保証債務を移行できる措置を取ること。相続時に新代表者による借換えなどを認めること。

特定社債保証の条件緩和。経済産業省令を改正し、対象要件を緩和すること。東京都等のCLOへの信用保証スキームなど資金調達が多様化を支援すること。

『信用保証協会事業の基本理念』によれば、「信用保証協会は… 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し」とあるが、この趣旨の実現を徹底するため、中小企業の経営相談や企業再建に関するアドバイザー業務などを大幅に強化すること。

- (4) ペイオフ解禁は、中小企業にかかわりの深い地域金融機関の預金の流失を促進させ、中小企業への資金パイプを狭め、地域金融機関の存立を危うくする懸念がある。ペイオフ完全解禁後であっても、預金保険法によるペイオフ発動の実効猶予措置を宣言すること。
- (5) 不良債権問題への金融機関の対応では、借り手企業の経営健全化への支援、債務者区分のランクアップ支援を第一義とすること。中小企業支援のための金利減免や返済猶予をする場合、貸出債権の債務者区分の格下げをしないこと。
- (6) 倒産防止共済制度は、共済金の貸付の償還期間を5年から10年に延長すること。また、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済金貸付と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の確保につとめること。さらに、「倒産」状態に至っても不渡り手形を出さないなど倒産の形を取らない案件について、なかなか認められない場合がある。実態に合った機動的に使える制度とすること。
- (7) 画一的規制の弊害の著しい国際決済銀行（B I S）の自己資本比率規制の撤廃を日本は主導すること。当面、06年末のバーゼル の導入に際し、自己資本比率算出での中小企業貸出リスクウェイトを大幅に引き下げること。例えば、中小企業の不動産担保部分を住宅ローン同様に50%に下げるなど。
- (8) 中小企業金融におけるデット・デット・スワップ（D D S）やコベナンツ（財務制限条項）の活用では、経営支援・事業再生のテコとして中小企業経営の実態にそくしたものとなるよう指導すること。特にコベナンツ融資は、貸出契約書の中に純資産額維持条項や格付け維持条項、利益維持条項などコベナンツ（遵守条項）と呼ばれるさまざまな指標を設定し、それに抵触したとき、企業が何らかのペナルティを課されるという貸出方法であるが、中小企業経営ではコベナンツの設定や運用を誤ると経営の自由度を失い、保守的な経営に埋没してしまう危険がある。これを逆転して、何らかの経営目標・

指標を設定し、それを達成したら、貸出金利を下げるなど経営支援の誘導となるような手法を開発することが求められる。

- (9) これまでの「貸し渋り」などの経験では、中小企業が政府系金融機関を活用することで対応するなど、その役割の大きさを改めて実証してきた。中小企業基本法の第23条では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府系金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講じるものとする」と規定しており、政策金融の整理・縮小はこれに抵触するものである。政府系中小企業金融機関を統廃合することは中止し、むしろ設立時の原点に立ち返ってそれぞれの金融機関の特性、補完的役割を生かして育成する政策方向をとること。
- (10) 「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、動産担保に係る登記制度が成立し、法人が行う動産譲渡の登記をもって当該譲渡を第三者に対抗することとなった。これにより、動産を担保とした融資や動産の流動化による資金調達が見込まれ、企業の資金調達手段の多様化・円滑化に資するものとされている。しかし、金融機関など債権者の中には、自らの債権の保全強化を図るために不当に多くの動産を担保提供するように求め、登記を備える債権者が出てくる可能性は否定できない。これは、不動産担保や人的保証に過度に依存した融資の見直しの趣旨に真っ向から反するものであり、そのようなことのないよう趣旨を徹底し、厳しく監視すること。また、動産の担保提供を受ける金融機関は、倒産時に納入業者や従業員に支払うべき代金・給与等を支払えなくなることや再建が困難になる可能性等についての説明責任を果たすことをルール化すること。

5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

- (1) いわゆる「談合問題」を契機に公共工事の入札制度が改革され、電子競争入札が導入されつつあるが、予定価格よりも大幅なダンピングで、最低制限価格を割る業者に落札しているケースが生れており、下請業者にしわ寄せされて品質や安全管理でも不安が生じている。すべて公共発注機関の入札制度の改善のため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底すること。

国等の契約方針の適正価格発注の遵守を徹底すること。ダンピングについては、独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事については、その業者の経営、工事に関する審査を厳正に行うこと。その審査基準を公開するとともに、契約不履行や品質・安全管理、下請管理、賃金の支払状況など工事後の評価も公表するよう指導すること。

最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共工事の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための「適正価格発注」の閣議決定を遵守するよう徹底すること。

- (2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めるとともに、公共事業を地域中小企業に重点的に発注すること。地方公共団体等が地元企業に優先的に発注することは、地域経済の発展のためにも必要なことであり、納税者である地域住民の支持も得られ、自治体を経営する観点からも必要なことである。また、経済の一極集中の緩和にもつながる。
- (3) 市場の歪みを「市場原理の尊重」下では是正するには中小企業の市場参入の機会が公平に保証されなければならない。それには中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対して市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応が不可欠である。そのために、独占禁止法の「厳格な運用」と新たな強化をはかり、遵守させること。公正取引委員会の権限の強化と司法機能の強化および独禁法の私訴規定のさらなる充実を図って、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。経済産業省設置法でうたっている「市場における経済取引に係る準則の整備」を取引適正化のために行うこと。
- (4) 急成長する中国経済にあおられ、世界的に原材料需給がひっ迫し、価格が高騰している。鉄鋼材など世界的な原材料価格上昇は中長期にわたると見られ、大手資源会社の寡占化による価格交渉圧力の上昇などもあり、中小企業にとって原材料確保の困難や購入価格の上昇など重大な問題を及ぼしつつある。政府として、緊急に調達のための対応策をとること。また、売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐための原材料価格の価格需給動向について調査・監視を強めること。
- (5) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、2003年に改正された下請二法の適正な運用に努めること。

海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。

公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努めること。

独禁法の「優越的地位濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備すること。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。

(6) 下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取ること。建設工事の下請取引規制は建設業法で規制しているが、公正取引委員会への措置請求は1件もない。

(7) 公正取引委員会は、2001年に『金融機関と企業の取引慣行に関する調査報告書』を公表しているが、その中では調査結果をふまえて「独占禁止法上の考え方」を整理し、金融機関のいかなる行為が独占禁止法の問題になるかを示している。これをふまえ、金融庁から「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する新しい監督指針」が出され、「優越的地位の濫用等不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか」などの指針が盛り込まれた。公正取引委員会は、これをさらに補強するため、金融機関と融資先中小企業との歪んだ取引慣行を是正する「ガイドライン」の作成、行動指針的なルールづくりを行うこと。

(8) 金融機関が自らの「資金回収」のため、民事再生手続きにある会社に優先的に仕事をまわすことを融資条件とすることは優越的地位の濫用であり、やめさせること。また最近、金融機関はさまざまな手数料を数倍に一方的に値上げしているが、その根拠が不明確であり、貸し手の優越的地位の濫用である。公正取引委員会及び金融庁は、ただちに調査し、必要な措置をとること。

6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。イ) コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させること。ロ) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用すること。ハ) 地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努めること。

自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産官学民(市民)・金融の連携で支援すること。このような新しい時代の市場創造は、環境保全、地域づくり、人づくりなど多角的な経済的波及効果を期待できる。例えば、転作田・休耕田を活用して菜の花栽培を地域に広げ、なたね油を料理・学校給食に用い、廃食油は回収して石鹼や軽油代替燃料・BDF(バイオ・ディーゼル燃料)にリサイクルする「菜の花プロジェクト」はネットワークを全国に広げているが、そのような取り組みを総合的に支援することが求められる。例えば、自動車燃料としてBDFを使用する際の非課税化。軽油とBDFを混合燃料で使う場合に、軽油取引税(1㍓、32.1円)が課税されるので見直すこと。また、漁船などで使用される場合には一定額を補助すること。

(2) 地球温暖化・エネルギー問題

エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や、生産設備への移行を促す誘導政策とともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、地域分散型エネルギー政策への転換を強めること。

太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電事業促進のための技術開発や助成制度の拡充と、電力メーカーによって自然エネルギーによる電力が安定的に買い取られるような仕組みを創設して、自然エネルギー発電事業に長期的視点で安心して取り組めるような誘発施策を行うこと。なお、「グリーン電力」制度の実施にあたっては、当該電力会社が、どのような

自然エネルギー導入目標を定め、実際に自然エネルギー発電推進のためにどのような投資を行ったか、など消費者が判断可能になるように情報公開を行うこと。また、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざすこと。

(3) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。なお、中古家電のリユース（再利用）を促進するシステムを整えること。

(4) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援すること。環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、イ) リサイクル品の品質保証を行なう規格の整備、ロ) リサイクル品を事実上閉め出している既存の規格・慣行の見直し、ハ) 環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じること。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援すること。

(5) 地球環境保全と農業の保全

2005年2月、京都議定書が発効した。日本は、地球温暖化防止京都会議の議長国として、目標が達成できなければ信用を失いかねない。90年比6%削減という日本の温室効果ガス排出削減目標に向け全力で取り組むこと。また、各国で行われている公害防止のための技術支援や、砂漠緑化や森林の回復などの環境修復の支援を行うとともに、その支援を積極的に行っているNGOなど民間団体への支援にも力を入れること。日本企業による「公害輸出」や環境破壊型「開発」を行なわないような国際社会に通用するルールづくりを強力に推進すること。国内の地域開発にあたっては、計画段階からその地域の中小企業や住

民に対する十分な情報開示のうえで参加をもとめ、生態系や自然環境の保全、地域の生活環境、歴史、文化との調和をはかりながら、長期的視点で進めること。また、食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図ること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し中小企業が主役になる計画にすること。

7. 中小企業を核とした地域振興による地域産業と商店街の活性化、地方分権の推進

大企業の事業所の撤退・閉鎖や海外移転などによって地域経済の空洞化がすすみ、地域集積・地域経済の衰退が進行している。その影響をできるだけ和らげ、新たなものづくり、新しい産業などを興して地域経済の再構築・再生をはかることが21世紀の日本経済の大きな課題になっている。地域と共に歩む中小企業をその再構築・再生の核に位置づけて、地域の中小企業を重視する政策スタンスが求められている。

- (1) 大企業の事業所の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化すること。また、地域開発政策等の一環として地方進出した大企業の事業所が企業側の事情で早期撤退・閉鎖する場合は、国や自治体が負担した公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化すること。
- (2) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。そこで街の崩壊、地域の衰退状態を打開する新たなルールづくりと具体的な振興策が急がれる。次の施策を講じられたい。

街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据えること。「街づくり政策・商店街振興政策の公募事業」を積極的な自治体を支援して進めること。

大店立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法の「街づくり3法」を活用して抜本的な新しい街づくり策を積極的に推し進めて、既成市街地の活性化、良好な都市生活環境の確保を図ること。「街づくり3法」は、各法

の機能が不十分で、大型店の新規立地を野放しにした。出店立地規制はほとんど機能せず、環境規制効果も不十分で、商業施設の郊外拡散を放置しながら商店街対策を行っても全く意味がないと言わざるを得ない。イ) 都市計画法の見直しでは、市街地における大型店舗規制だけでなく、市街化調整区域や白地地域の出店を適正に規制すること。ロ) 大店立地法の見直しでは、都市計画法上立地が許される場所であっても、環境への影響が著しく大きい場合には、立地場所が不相当であるという勧告が出せるようにし、その運用を地域自治体に委ねること。また、大型店の立地条件により、環境条件に差をつけたり、自治体が誘導したい地域の環境基準を緩めるといった裁量を認めること。ハ) 中心市街地活性化法の見直しでは、同法第3条が「国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得るとともに…」と規定しているが、「理解と協力」の前提となるべき情報の開示や意見聴取の機会については、法的になんらの保証もない。地域住民の意向が適正に反映される法的措置を取ること。小売商業調整特別措置法（商調法）に基づき都道府県知事が大型店の進出に対する調査、勧告ができることを周知し、活用を促すこと。中心市街地活性化法施行によって作られたTMO（タウンマネージメント機関）については、イ) 推進計画をバックアップする2ヶタに及ぶ省庁の窓口の一本化、ロ) 手続きの簡素化、ハ) 認可から実施までを短縮化させるなどの改善措置をとること。

地域住民が街づくりに積極的に関わる仕組みとして「街づくり会社の株主公募制度」などを検討すること。

(3) 地域コミュニティの主体となる商店街と個店の活性化を進めること。

零細店舗など商売上の工夫を考える自由な時間をつくりたくとも従業員雇用のできない層に対し、商店街ごとに販売のサポーターを派遣する制度を検討されたい。

空き店舗対策として、「商店主公募」やチャレンジショップ制度など店舗の家賃補助の支援策を拡充すること。空き店舗を借り上げ、リサイクル施設等の公共スペースを設置するなどの対策を講じること。特に、家屋の広い諸外国では女性が自宅で起業するが多いが、日本の住宅事情で女性起業家を多く輩出するためには、空き店舗や遊休施設の活用が決定的に重

要であり、そのための施策を拡充されたい。

地域の社会的な問題解決のためのコミュニティビジネスの創業支援を進めること。「中小商業者が行う新たなビジネスモデル策定に対する支援」策をより拡充すること。各店舗の事業継承を支援する「後継者育成塾」の開催。

- (4) 地方分権によって地域経済の活力を地域の中から築いていくことが出来るように、権限委譲に比べて遅れている財源委譲を速やかに実施すること。国税の一部を地方税に回す財源委譲措置が適切である。現在の「三位一体改革」は、地方への十分な財源なしに一律で補助金カットになれば、義務教育や社会福祉など国民にとってのナショナル・ミニマムの行政水準が低下し、また自治体財政への一方的な負担転嫁になりかねないことや地方交付税の財源保障機能の縮小が具体的に提起されており、行政サービスがますます弱体化することなどの懸念がある。
- (5) 市町村合併は自主的に行うべきものであり、強制しないこと。人口が一定規模に満たない市町村を、「小規模市町村」に位置づけ、その権限を制限・縮小することは絶対に行わないこと。
- (6) 指定管理者制度では、大企業・大事業者が事業を独占するのではなく、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう地方公共団体への啓蒙・支援を進めること。また、指定管理者制度の条例化や運用にあたっては下記の点に留意し、地域や中小企業の意見が反映される仕組みをつくるよう地方公共団体へ促すこと。

福祉の向上、地元住民・利用者の利益確保など目的・理念を明確にすること。地方自治法では、「公の施設」を「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」(第244条第1項)とし、指定管理者制度は「(住民の福祉の増進という)公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」(第244条の2第3項)に適用できるとしている。

指定管理者の選定に当たっては、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域などの活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると思慮するときは」地元の中小企業や公共団体を指定管理者の候補者として選定できる旨の文言を

条例等に盛り込むよう促すこと。同時に、特定の団体等への便宜供与や癒着を廃する旨も明記すること。

8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れること。

大学生のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導すること。

長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら4者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討すること。

中小企業についての正確な認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。

(2) ゆとりある教育に向けて

教育基本法の改正が論議されているが、教育基本法そのものの基本精神を損なう、教育の現場から遊離した上からの一律的「改革」を拙速に行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめること。

子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、学習

指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善すること。

9. 「人材投資促進税制」の拡充と人材育成、学習型企業づくりの推進

- (1) 企業が支払う従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」が2005年度から導入されたが、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTの費用も広く対象とすること。また、中小企業特例の控除割合を拡充すること。
- (2) 企業が新分野に進出したり、急激な技術革新等に対応するため、企業内での労働能力向上のための教育訓練が不可欠となっている。現在行われているキャリア形成助成金など教育訓練への助成制度を、教育訓練を就業時間外で行わざるを得ないなどといった中小企業の実態にあわせて柔軟に活用できるものとするとともに、申請手続きの簡素化をはかること。また、新たな制度創設にあたっては、中小企業の実態にあった活用しやすいものとするため、立法過程から中小企業の意見を反映させるものとする。
- (3) 従来の職業訓練制度の枠組みを大きく組み替え、中小企業で働く人々の技術・技能、専門性、人間性などを高める学習システムを構築すること。企業内訓練を強力にバックアップする学習型企業づくりを進めること。中小企業が研究機関や大学院などに社員を2年間程度派遣し、研究・研修を受けることができる制度（休業中の公的所得保障を含む）を整備する。
- (4) 公共職業訓練のうち求職者を対象とする教育訓練は、40数万人が受講し、就職支援策として利用されているが、求職者の教育ニーズと合致していない講座がまだまだ多い。雇用対策費の中の教育訓練費を先進諸国並みに大幅に引き上げてニーズにマッチするものとする。

10. 労働環境改善と雇用対策の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障制度の構築と労働環境の整備

少子高齢社会を迎え、これまでの年金制度の見直しが迫られているが、保険料率のさらなる値上げと、給与手取額の少ない短時間労働者への厚生年金の加入拡大は、企業と労働者双方にとって過大な負担となるだけで、現在の年金制度の矛盾をさらに拡大するだけといえる。また、老後への不安から、個

人消費が伸び悩み、内需回復への足をひっぱるものとなっている。

イ) 国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図ること。その場合の財源は、逆累進課税となる消費税に頼るのではなく、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に国民に提言し、国民的論議を起こしていくこと。

ロ) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討すること。

ハ) 中小企業が集まって設立しているいわゆる「総合型厚生年金基金」では長引く不況下で、基金からの脱退や、基金そのものの解散を考えるとこが増えている。しかし、解散時や脱退時に加入事業者が補填しなければならない積み立て不足額の大きさから、解散もできないジレンマに陥っている。社員が安心して働けるようにと、本来国が行ってきた代行部分の資金運用も含め企業が引き受けてきた厚生年金基金が機能不全状態にあるのは、制度設計時には国自身が予測できなかった経済環境の激変によるものであり、代行部分の積み立て不足に対する国の支援措置を検討すること。

中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進すること。中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、イ) 省力化投資等に積極的な支援策を講じること、ロ) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと、ハ) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図ること。

労災保険の民営化の動きがあるが、労災保険は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を国の制度とすることで確実なものとするための制度であり、民営化は、労働者が安心して働ける労働環境を阻害するものとなる。現在の制度を維持拡充すること。

健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外すること。通勤交通費は実費弁済の性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢化社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図ること。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。

高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設けること。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用すること。

社員が65歳まで働ける制度の導入を企業に義務づける改正高齢者雇用安定法が04年12月から施行され、今後中期的には中小企業も対応が求められている。当面、61歳以上の継続雇用のための継続雇用定着促進助成金制度等を拡充すること。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢化社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行うこと。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実を図り、女性の社会的進出を支援すること。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させること。

介護休業制度では、要介護事由発生ごとに同一家族について複数回の取得を認めるとともに、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とすること。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図ること。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図ること。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

中小企業における障害者雇用を促進させるような支援策の拡充と利用手続きを簡素化すること。障害者雇用を実際に職場で支援する「ジョブコーチ派遣

制度」は、職場実習の場合も利用できるようにするなど、一層の充実を図ること。特に、イ) ジョブコーチの養成と増員を急ぐこと、ロ) 障害者とジョブコーチのペア雇用を進めること、ハ) 社員にジョブコーチの資格を取らせる場合に援助すること。また、働く障害者の自立を支援するため、グループホームなど、地域における生活を支援する制度の拡充を図ること。

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の支給を実施すること。障害者雇用の現状は、大企業より中小企業の方が進んでいる。障害者の雇用状況を発表する際は、実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模55人以下の企業における障害者雇用の状況も必ず発表すること。

(5) 雇用対策の拡充について

失業率の上昇は続き、今後も不良債権の早期処理等により失業者の急速な増加が予測されており、セーフティネットと教育訓練機能の強化が急務である。雇用のミスマッチをなくし、再就職を支援するため、職業訓練を前提に失業保険の支給額と支給期間を拡充すること。また、若年者安定雇用促進奨励金（トライアル雇用制度）の対象年齢の拡大や支給額などの拡充を図ること。

(6) 中小企業経営者の労災適用の促進

中小企業経営者及びNPO法人の代表者等が業務上の負傷、疾病した場合、政府管掌健康保険の適用が受けられるようにすること。当面、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、労働保険事務組合への特別加入の促進と周知徹底を行うこと。

11. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

(1) 政府の役人・政治家と民間業者との贈収賄事件や高級官僚による不祥事は、あとを絶っていない。政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止すること。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行うこと。

(2) 戦後60年を迎え、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日

本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいっそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

(3) 外国人研修生受入事業の充実として、外国人研修生受入れにたいする支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図ること。また、外国人労働者の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備すること。

12. 中小企業を経済発展と雇用の主役に位置づける「中小企業憲章」の制定、及び政策決定システムへの中小企業家の参加促進を

(1) 日本政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策への補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」を制定すること。国家行政組織法などを改正し、中小企業庁を経済産業省の外局から内閣府の外局に移して担当大臣を置くこと。また、「憲章」の主旨を地方公共団体にも徹底するため、「中小企業振興基本条例」を未制定の自治体には制定を促すこと。また、条例が制定されても要請される地域産業政策水準からみて不十分な自治体には条例の見直しを促すこと。

(2) 「中小企業憲章」に基づく政策を生きたものとするために、中小企業家が直接参加できる政策立案と政策評価の手法を導入すること。政策の立案と実行、政策効果の評価、その政策評価を基にした新たな政策立案など、政策決定・実行システムの各プロセスに中小企業家の参画を推進すること。例えば、中小企業家の政策評価への参加を公募・登録し、一定期間にインターネットなどを通じて、「評価・要望投票」を実施して政策評価の参考とする制度なども有効と考えられる。

(3) 「中小企業憲章」で検討する理念や課題を実現するためには、中小企業に関連する予算を急速に拡充することが求められている。国の一般歳出に占める中小企業対策費の割合は現在、0.36%と極めて低いレベルが継続しているが、この比率を当面1%に引き上げること。

(4) 法制審議会会社法部会は2004年12月、「会社法制の現代化に関する要綱案」をとりまとめた。通常国会に法案提出し、2006年4月に施行予定であるが、中小企業の立場から以下の点を提言する。

私たちは社会の公器たるべき会社の道義的責任、企業存続の責任を表すものとして、一定の水準の資本金を用意すべきであると主張してきた。最低資本金制度の撤廃等は、取引の信頼性などで問題のある現象に結びつく可能性がある。例えば、計算書類の適正性を担保させるとする「会計参与」導入を金融機関や大手取引先等が取引条件として強要しないよう必要な措置をとること。

決算公告は会社の自主的判断とすべきであり、義務づけを廃止すること。また、公示する場合でも計算書類の範囲は、貸借対照表もしくはその要旨のみでよい。

商法改正に対応する税制改正では、「株式譲渡制限会社」の中小企業を法人税課税から分離して「みなし個人課税」するなど措置は決して導入しないこと。

以上